

常務理事	事務長	課長	課長代理	主任	係

## 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

● 申請前に別紙の「留意事項」を必ずお読みください。

No. \_\_\_\_\_

被 保 険 者 に 関 する 内 容	退職時の健康保険 被保険者証の記号・番号	記号		番号			
	氏名	(フリガナ)					
	生年月日・年齢・性別	昭・平	年	月	日生 ( 歳) 男・女		
	自宅住所	〒 _____					
	電話番号	自宅 :					
		日中のご連絡先又は携帯 :					
	退職時に在籍していた 事業所	会社名					
入社日		年	月	日	退職日	年	月
保険料納付方法	別紙「保険料納付方法」を参照していただき、希望する番号を□に記入ください。						
	(自動引き落としはできません)						
		<input type="checkbox"/>	1. 毎月納付	2. 1年前納	3. 半年前納		

● 退職時に認定されていた被扶養者で、引き続き被扶養者認定を希望される方のみご記入ください。詳細は裏面の「被扶養者認定における留意点」をお読みください。但し、在職中と異なる場合は、別途「健康保険被扶養者異動届」の提出が必要です。

被 扶 養 者 に 関 する 内 容	氏名	生年月日	性別	続柄	被保険者と 同居で	職業	年金 受給者で	年間収入
		年 月 日			ある・ない		ある・ない	円
		年 月 日			ある・ない		ある・ない	円
		年 月 日			ある・ない		ある・ない	円
		年 月 日			ある・ない		ある・ない	円



被保険者（本人）の退職後の収入見込みについて	
1. 雇用保険受給予定 (	円/年・月・日)
2. 年金受給予定 (	円/年・月)
3. その他の収入 (	円/年・月)
4. なし・・・	被扶養者として認定できません



被扶養者に収入がある場合のみ、左の被保険者の退職後の収入見込み額を記入して、被保険者（本人）及び被扶養者の収入がわかる書類を提出（後日でも可）していただきます。

(裏面あり)

## 被扶養者認定における留意点

被扶養者に収入がある場合は、その被扶養者の所得証明書（給与収入がある場合は直近3か月の給与明細）、また、年金受給者は「年金振込通知書」等の写し、及び被保険者（本人）の収入がわかる書類を併せて添付して下さい。

なお、届出内容によりましては別途各種証明書等の提出をお願いすることがありますが、認定基準を満たさない場合はお認めできませんのでご承知おき下さい。

**【被扶養者認定基準】（被保険者・被扶養者それぞれの収入確認が必要です。）**

①及び②の両要件を満たしていることが認定の基準となります。

①<申請被扶養者（家族）の収入>

60歳 未満	年額：130万円未満
	月額：108,333円未満
	日額：3,611円未満

60歳 以上 又は障害者	年額：180万円未満
	月額：150,000円未満
	日額：5,000円未満

②<被保険者（本人）の収入及び仕送額>

同居の場合：被保険者（本人）の収入が、申請被扶養者（家族）の2倍以上

別居の場合：被保険者（本人）の収入が、申請被扶養者（家族）の2倍以上

及び被保険者（本人）からの仕送額が、申請被扶養者（家族）の収入額以上

※被保険者の退職後の収入と比較させていただきます。

在職中の給与については比較対象外となりますので予めご注意ください。

※収入とは過去における収入ではなく、今後の見込額となります。

また、年金・雇用保険失業給付・傷病手当金・出産手当金等についても収入としてみなされます。

# ＊ 留 意 事 項 ＊ （裏面：保険料納付方法）

この留意事項は加入期間中お手元に保管しておいて下さい

健康保険任意継続は、個人の意思によって加入していただく保険です。

諸届の手続きや保険料の払い込みについても、すべて個人で責任を持って管理していただくかなくてはなりません。

この制度は次のように取り扱われますので、加入を希望される方は、下記事項をよくお読みいただき十分検討のうえ加入手続きをして下さい。

## 1. 加 入 条 件

◇ 退職日までに被保険者期間が継続して2ヶ月以上ある方。

## 2. 申 請 期 間

◇ 被保険者資格を喪失（退職日の翌日）した日から **20日以内**に「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」を近畿化粧品健康保険組合に提出して下さい。20日を過ぎて申請された場合は、正当な理由がない限り任意継続被保険者になることはできません。  
（※正当な理由とは、天災地変、交通・通信等のストライキで、私的な事由についての遅延は正当な理由には当たりませんのでご注意下さい。）

## 3. 加 入 期 間

◇ 退職日の翌日より最長2年間。（延長はできません）

## 4. 資 格 の 喪 失

◇ 資格が喪失する理由は次のとおりです。

- ① 保険料が納付期限までに納付されなかった場合
- ② 任意継続被保険者になった日から2年を経過した場合
- ③ 被保険者（本人）が死亡した場合
- ④ 再就職し、新たに健康保険又は船員保険の被保険者になった場合
- ⑤ 後期高齢者医療制度の被保険者（75歳の誕生日）になった場合
- ⑥ 75歳未満だが認定を受けて後期高齢者医療制度に加入した場合
- ⑦ 被保険者が任意の資格喪失を申し出た場合

（※①②③の場合はその日の翌日、④⑤⑥の場合はその当日、⑦の場合は申出書を当組合が受理した日の属する月の翌月1日に資格喪失となります。）

## 5. 保 険 料

- ◇ 退職時の標準報酬月額により算出。（上限月額あり）
- ・ 任意継続被保険者の標準報酬月額は、退職時の標準報酬月額もしくは健康保険組合の平均標準報酬月額（上限月額）のいずれか低い方となります。  
（※平均標準報酬月額は、毎年9月末現在の当健康保険組合の全被保険者の標準報酬月額の平均とし、翌年4月から適用されます。）
  - ・ 保険料は、標準報酬月額に保険料率を掛けて計算します。なお、事業主負担がなくなり、全額自己負担となります。  
$$\text{保険料} = \text{標準報酬月額} \times \text{保険料率}$$
  
（※上限月額及び保険料率の改定がある場合を除き、保険料は変わりません。）
  - ・ 介護保険第二号被保険者（40歳以上65歳未満の方）に該当している方は、介護保険料も必要となります。

## 6. そ の 他

- ◇ 在職中に健康保険特定疾病療養受療証・健康保険限度額適用認定証等をお持ちの方で、引き続き利用希望の場合は再度申請していただく必要があります。
- ◇ 加入する前に国民保険制度とも比較のうえ、申請されることをお勧めします。  
倒産・解雇及び雇止め等で離職された方は、国民健康保険料のほうが安くなる場合があります。  
お住いの市区町村窓口で保険料額をご確認いただいたうえで、加入する保険をお選び下さい。

注意：任意継続加入手続きを行うには、会社より「健康保険資格喪失届」が健康保険組合に提出されていることが必要です。

## \* 保険料納付方法 \*

保険料の納付方法は、下記の3つの方法がありますので一つだけ選択していただき、申請書に記入して下さい。

(※申請時に選択された納付方法は資格喪失するまで適用されますが、もし変更を希望される場合はお申し出願います。但し、年度途中の変更はできませんのでご注意下さい。)

### ■ 毎月払い

保険料納付期限は、「毎月10日（10日が土・日・祝日の場合は翌日）」となっています。  
万一、期日までに納付されない場合は、納付期限の翌日をもって資格を喪失しますのでご注意下さい。

### ■ 前納払い

前納払いには、**1年前納**と**半年前納**があり、保険料納付期限は、「前納開始月の前月末日（末日が土・日・祝日の場合は翌日）」となっています。（注：初回保険料は前納できません）

② 加入申請手続きの時点（当組合受付日）で前納できる対象月が変わります。

加入申請手続きが資格取得月の末日、又は翌月となる方は、納付する保険料の納付期限に間に合わない為、加入時は前納制度をご利用いただくことはできません。よって、次回前納の納付期限までは毎月払いとなり、その後に前納制度をご利用いただくこととなります。

《 例 》

#### 〈1年前納〉を選択した場合

保険料は、4月分から翌年3月分までが対象になり、納付期限は前納開始月の前月末日（3月31日）となります。

##### 【年度途中の加入で、資格取得日と加入申請日が同月（末日を除く）の場合】

- ・ 資格取得月の翌月分～3月分までの前納、翌年度の4月分から1年前納

##### 【年度途中の加入で、加入申請手続きが資格取得月の末日、又は翌月となった場合】

- ・ 資格取得月が3月～8月の場合：9月分まで毎月納付、10月分～3月分は半年前納、翌年度4月分から1年前納
- ・ 資格取得月が9月～2月の場合：3月分まで毎月納付、翌年度4月分から1年前納

#### 〈半年前納〉を選択した場合

保険料は、4月分から9月分までと10月分から翌年3月分が対象になり、納付期限はそれぞれ前納開始月の前月末日（3月31日又は9月30日）となります。

##### 【年度途中の加入で、資格取得日と加入申請日が同月（末日を除く）の場合】

- ・ 3月～8月の間に資格取得：資格取得月の翌月分～9月分までの前納、10月分から半年前納
- ・ 9月～2月の間に資格取得：資格取得月の翌月分～3月分までの前納、翌年度4月分から半年前納

##### 【年度途中の加入で、加入申請手続きが資格取得月の末日、又は翌月となった場合】

- ・ 資格取得月が3月～8月の場合：9月分まで毎月納付、10月分から半年前納
- ・ 資格取得月が9月～2月の場合：3月分まで毎月納付、翌年度4月分から半年前納

② 上記の例は、事業所より提出される資格喪失届を、当組合が受付していることが前提となります。

※翌年度分の納付書は、毎月払いの方は3月末日、前納払いの方は3月中旬に送付します。